

## 振興会議の意見に対する市の対応状況

基本方針	No.	市の施策・事業に対する意見	市の対応状況（令和5年度）
○ 基本方針1 経営基盤の強化の 促進を図ること	1	先端設備等導入計画の認定に関する事務について、国は設備取得前に市町村の認定を受けることとしているが、設備取得後に制度の存在を知ったために認定対象外となる方が多いため、設備取得後でも認定を受けられるよう、国に制度改正を働きかける必要がある。 <b>（既存事業の改善）</b>	本制度を知らないことで認定対象外となる方が可能な限り減少するよう、周知の強化に努めるとともに、設備投資に関する税制特例について、設備取得後の認定が可能な制度があることから、各種要望などを通じて、国に対して制度間における不均衡の是正を働きかけてまいります。
○ 基本方針2 地域資源及び産 業基盤を生かし、 経営の革新及び創 業の促進並びに創 造的な事業活動の 促進を図ること	2	はちのへ創業・事業承継サポートセンター運営事業について、例えば女性創業スクールのように、対象を女性に限定した取組が実施されているが、このように「女性だけを」というものは必ずしも社会の潮流に合致しておらず、内容を更新していく必要がある。 <b>（既存事業の改善）</b>	性差にかかわらず誰もが活躍できる社会の実現を目指すことは非常に重要である一方、今年6月に国が「女性版骨太の方針2023」を閣議決定し、女性起業家の育成や、地方・中小企業における女性活躍の促進に取り組んでいくとしていることから、日本社会には依然として女性が活躍しにくい環境が残されているものと認識しております。 引き続き、日本全国の動向や性差に対する地域の意識変化を注視しながら、柔軟に事業を行ってまいります。
	3	はちのへ創業・事業承継サポートセンター運営事業について、令和2年以降のコロナ禍において、創業者の間での繋がりが希薄になってしまっている。創業に至るまでの支援に留まらず、創業した後の支援という観点から、事業者間の繋がりの機会を設ける必要がある。 <b>（既存事業の改善）</b>	市では、今年度、市長政策公約の一つである「創業者プラットフォーム構築事業」に取り組んでおり、この事業において創業者間が交流する機会を設ける予定としております。
	4	今後、国の競争的資金や大企業との取引の中で、カーボンニュートラルや二酸化炭素削減という点がますます重要になってくるほか、Jクレジット制度のように環境への配慮がビジネスチャンスを生み出すケースもあるため、環境をテーマに据えた事業を検討する必要がある。 <b>（新規事業の検討）</b>	市では、市内企業の環境に配慮した取組を促進するため、今年度から「青森県『選ばれる青森』への挑戦資金特別保証制度」のGX枠と連携した信用保証料補助を開始しております。 また、臨海工業地帯の企業が中心となり設立された「八戸地域新ゼロエミッション連絡協議会」（事務局：㈱八戸インテリジェントプラザ）において二酸化炭素削減のための調査研究が行われていることから、その活動状況を注視してまいります。
○ 基本方針3 販路拡大の促進 を図ること	5	海外販路拡大事業等の海外向け事業の重要性は理解できる一方、中小企業・小規模企業にはハードルが高く利用しづらいのもまた事実である。国内のより身近な範囲で活用できる、使い勝手の良い販路拡大支援事業を検討する必要がある。 <b>（新規事業の検討）</b>	市では、地域企業支援体制強化事業として専門家派遣による企業が抱える各種課題の解決支援を行っており、その中には国内販路拡大の課題解決に向けた支援も含まれていることから、今後、本制度の周知を強化し、利用率の向上に努めてまいります。 なお、地域商社機能を担う（一財）VISIT はちのへでは、地場製品の知名度向上や販路拡大を図るため、様々な広報手段による情報発信のほか、首都圏等で開催される商談会・物産展への出展を行っております。
○ 基本方針6 資金の供給の円 滑化を図ること	6	空き店舗活用チャレンジ融資保証料及び利子補給事業をはじめとした、空き家・空き店舗活用事業について、空き家・空き店舗で事業を始めようとする方は全市的に存在するので、中心市街地はもちろんのこと、幅広い地域を対象に設定したうえで事業を実施する必要がある。 <b>（既存事業の改善）</b>	空き店舗活用チャレンジ融資の保証料補助は、現在、中心市街地に出店する事業者に限らず、市内各所の商店街を対象に幅広く実施しております。 また、新たに空き家・空き店舗を活用して創業する場合には、「青森県『選ばれる青森』への挑戦資金特別保証制度」の創業枠が利用可能であり、市では県と連携し信用保証料補助を実施しております。 引き続き、市内各所の商店街における空き店舗の発生状況の把握に努め、当市における商業機能が維持されるよう、事業の見直しに取り組んでまいります。
○ その他施策の推 進に関すること	7	現在のところ、中小企業・小規模企業の経営環境は激変し続けている。この状況に対応した施策・事業を実施するためにも、既存の施策・事業について必要性を改めて検討し、新規事業の創設も含め、適時適切な見直しを図る必要がある。	市では、昨年度、「中小企業・小規模企業振興ビジョン」を策定し、将来にわたり当市の中小企業・小規模企業が持続的発展を遂げていくための道筋をお示したところであります。 既存事業の見直し及び新規事業の創設については、国や県の施策の動向を踏まえつつ、当振興会議における委員各位の御意見を参考にしながら、適切に取り組んでまいります。
	8	小規模企業でも分かりやすく、利用しやすい事業が十分に設けられているか、疑問を抱いている。また、中小企業・小規模企業にとっては、事業が多すぎてもかえって分かりにくいと思われるため、それら企業者が利用可能な事業を判別し、内容について理解できるよう、周知等に努める必要がある。	市では、今年度、市の融資制度の分かりやすい周知に努めるため、金融機関や信用保証協会等の関係者の意見を伺いながら、パンフレットの見直しを行ってまいります。 周知媒体や内容の見直し等を行いながら、引き続き、中小企業者・小規模企業者にとって最適な制度の利用を促進してまいります。
	9	各種事業の実施に当たり、八戸商工会議所や南郷商工会、青森県中小企業団体中央会八戸支所といった市内の関係団体との連携をさらに密にし、より手厚い事業を実施していく必要がある。	関係機関との連携については、中小企業・小規模企業振興会議や金融懇談会の開催等を通じて、各機関との連携を深めるとともに、御意見を参考にしながら、各種支援制度の充実に繋げてまいります。